

横須賀市報

号外第 16 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

◇職員特殊勤務手当支給条例中一部改正……………	1
◇財産条例中一部改正……………	〃
◇手数料条例中一部改正……………	2
◇浄化槽保守点検業者の登録に関する条例中一部改正……………	5
◇都市公園条例中一部改正……………	〃

◇建築基準条例中一部改正……………	〃
規 則	
◇浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則中一部改正……………	6
◇建築基準法等施行取扱規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第3号)ほか1件について……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

○職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 防疫作業手当の特例の規定を設ける。
- 2 施行期日 公布の日(令和2年6月30日)から施行し、令和2年1月27日から適用する。

○財産条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 行政財産を貸し付けること等を無償又は時価よりも低い価額でできることとする。
- 2 施行期日 公布の日(令和2年6月30日)

○手数料条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、新たな評価方法等の低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に対する審査の手数料を設け、又は手数料を改定する。
- 2 施行期日 令和2年10月1日

○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の規定を設ける。
- 2 施行期日 令和2年10月1日

○都市公園条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 公園施設の建蔽率の基準の特例に、公募対象公園施設の基準を設ける。
- 2 公募設置等指針を定めた場合における公園施設を設け、又は管理して公園を使用する者の使用料の規定を設ける。
- 3 施行期日 公布の日(令和2年6月30日)

○建築基準条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 建築基準法施行令の改正に伴い、次の改正を行う。
 - (1) 長屋等の敷地内に設ける通路の幅員の基準を一部の建築物について緩和する。
 - (2) 建物の防火構造で区画された部分について、避難安全性能を検証された場合には、当該区画部分については、排煙設備の設置を要しないこととする。
- 2 施行期日 令和2年7月1日

条 例

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第39号

職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)

の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(防疫作業手当の特例)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、職員が、市長が定める区域等において、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき

3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用する。
- 2 改正前の職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までに改正後の職員特殊勤務手当支給条例第7条の2第1項に規定するときについて職員に支払われた特殊勤務手当は、同条の規定による防疫作業手当の内払いとみなす。

財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第40号

財産条例の一部を改正する条例

財産条例(昭和39年横須賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

- 第4条の見出し中「貸付け」を「貸付け等」に改め、同条に

次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合及び貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。
第10条第3項中「第4条各号」を「第4条第2項において準用する同条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第41号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第7第3項第2号列記以外の部分中「（以下）の次に「この項において」を加え、同項第3号列記以外の部分中「審査」の次に「（第6号及び第7号に規定する審査を除く。）」を加え、同項第13号ア中「第7号イ」を「第9号イ」に改め、同号イ中「第8号イの（ア）から（ケ）まで」を「第10号イの（ア）から（ケ）まで」に改め、同号ウ中「第9号イの（ア）から（カ）まで」を「第11号イの（ア）から（カ）まで」に改め、同号エ中「第10号イの（ア）から（カ）まで」を「第12号イの（ア）から（カ）まで」に改め、同号を同項第21号とし、同項第12号列記以外の部分中「第7号から第10号まで」を「第9号から第12号まで及び第14号から第19号まで」に改め、同号を同項第20号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (14) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請であって、共用部ありの算定に係るものに限る。）で、共同住宅等の共用部分の面積が増加する変更のものに対する審査
ア 住宅適合証が提出された場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号ア及び第11号ウに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号イ及び第11号エに規定する額を合算した額
- (15) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請であって、共用部ありの算定に係るものに限る。）で、共同住宅等の住戸数が増加する変更のものに対する審査
ア 住宅適合証が提出された場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号ウ及び第11号アに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号エ及び第11号イに規定する額を合算した額
- (16) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請であって、共用部ありの算定に係るものに限る。）で、共同住宅等の住戸数及び共用部分の面積が増加する変更のものに対する審査
ア 住宅適合証が提出された場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号ウ及び第11号ウに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号エ及び第11号エに規定する額を合算した額
- (17) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項にお

いて準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請であって、共用部なしの算定に係るものに限る。）で、共同住宅等の共用部分の面積が増加する変更のものに対する審査

- ア 住宅適合証が提出された場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号ア及び第11号ウに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号イ及び第11号ウに規定する額を合算した額
- (18) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請であって、共用部なしの算定に係るものに限る。）で、共同住宅等の住戸数が増加する変更のものに対する審査
ア 住宅適合証が提出された場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号ウ及び第11号アに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号エ及び第11号アに規定する額を合算した額
- (19) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請であって、共用部なしの算定に係るものに限る。）で、共同住宅等の住戸数及び共用部分の面積が増加する変更のものに対する審査
ア 住宅適合証が提出された場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号ウ及び第11号ウに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 変更申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第10号エ及び第11号ウに規定する額を合算した額
- 別表第7第3項第11号中「審査」の次に「（次号から第19号までに規定する審査を除く。）」を加え、「第7号から第10号まで」を「第9号から第12号まで」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号列記以外の部分中「以下」の次に「この項において」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号列記以外の部分中「第12号」を「第20号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号列記以外の部分中「第4号まで」の次に「、第6号及び第7号」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。
- (6) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請（第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請に限る。）で、設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この項において「基準告示」という。）Iの第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を基準告示Iの第2の2の2-3(2)イに規定する方法により算出したもの（以下この項において「共用部ありの算定」という。）に係るものに対する審査
ア 住宅適合証が提出された場合 申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第2号ア及び第3号アに規定する額を合算した額
イ ア以外の場合 申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第2号イ及び第3号イに規定する額を合算した額
- (7) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請（第54条第2項の規定による申出をしない場合の申請に限る。）で、設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2-3(2)ロに規定する方法により算出したもの（以下この項において

「共用部なしの算定」という。)に係るものに対する審査

ア 住宅適合証が提出された場合 申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第2号ア及び第3号アに規定する額を合算した額

イ ア以外の場合 申請戸数及び共用部分の面積に応じ、第2号イ及び第3号イに規定する額を合算した額
別表第7第6項第1号列記以外の部分中「の申請」を「の申請(当該申請に係る建築物が、第30条第1項の認定を受けた際に、第29条第3項に規定する他の建築物(以下この項において単に「他の建築物」という。)として建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されたものである場合の申請を除く。)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(1)の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請(当該申請に係る建築物が、他の建築物である場合の申請に限る。)に対する審査

他の建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 当該申請に係る他の建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円

イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 13万円

ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 16万円

エ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 20万円

別表第7第6項第4号オ列記以外の部分中「第8条第2号」を「第10条第2号イ及びロ」に改め、同号オ(ア)中「9,400円」を「9,600円」に改め、同号オ(イ)中「2万円」を「27,000円」に改め、同号オ(ウ)中「45,000円」を「81,000円」に改め、同号オ(エ)中「以上」の次に「1万平方メートル未満」を加え、「81,000円」を「13万円」に改め、同号オに次のように加える。

(オ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 16万円

(カ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 20万円

別表第7第6項第4号カ(ア)中「69,000円」を「11万円」に改め、同号カ(イ)中「12万円」を「18万円」に改め、同号カ(ウ)中「20万円」を「28万円」に改め、同号カ(エ)中「以上」の次に「1万平方メートル未満」を加え、「28万円」を「36万円」に改め、同号カに次のように加える。

(オ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 43万円

(カ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 50万円

別表第7第6項第4号ケ中「一戸建て住宅」を「省エネ誘導性能基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する評価方法による評価(以下「住戸評価」という。)を行った場合に限り。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅」に改め、同号コ中「一戸建て住宅」を「省エネ誘導性能基準(住戸評価を行った場合に限り。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅」に改め、同号に次のように加える。

サ 省エネ誘導性能基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)に規定する評価方法による評価(以下「住棟評価」という。))を行った場合であり、かつ、基準省令第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号に規定する数値により算定したもの(以下この項において「共用部分ありの算定」という。))の場合に限る。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ誘導性能基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分

の面積及び住戸数に応じ、オ及びケに規定する額を合算した額

シ 省エネ誘導性能基準(住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ誘導性能基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、カ及びコに規定する額を合算した額

ス 省エネ誘導性能基準(住棟評価を行った場合であり、かつ、基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号に規定する数値により算定したもの(以下この項において「共用部分なしの算定」という。))の場合に限る。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ誘導性能基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、オ及びケに規定する額を合算した額

セ 省エネ誘導性能基準(住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ誘導性能基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、オ及びコに規定する額を合算した額

別表第7第6項第7号ケ(ア)中「4,700円」を「4,800円」に改め、同号ケ(イ)中「1万円」を「13,500円」に改め、同号ケ(ウ)中「22,500円」を「40,500円」に改め、同号ケ(エ)中「以上」の次に「1万平方メートル未満」を加え、「40,500円」を「65,500円」に改め、同号ケに次のように加える。

(オ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 8万円

(カ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 10万円

別表第7第6項第7号コ中「(エ)」を「(カ)」に改め、同号サ(ア)中「34,500円」を「55,000円」に改め、同号サ(イ)中「6万円」を「9万円」に改め、同号サ(ウ)中「10万円」を「14万円」に改め、同号サ(エ)中「以上」の次に「1万平方メートル未満」を加え、「14万円」を「18万円」に改め、同号サに次のように加える。

(オ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 215,000円

(カ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 25万円

別表第7第6項第7号シ中「(エ)」を「(カ)」に改め、同号ソ中「一戸建て住宅」を「省エネ誘導性能基準(住戸評価を行った場合に限り。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅」に、「第3項第8号アの(ア)から(ケ)まで」を「第3項第10号アの(ア)から(ケ)まで」に改め、同号タ中「一戸建て住宅」を「省エネ誘導性能基準(住戸評価を行った場合に限り。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅」に改め、同号チ中「一戸建て住宅」を「省エネ誘導性能基準(住戸評価を行った場合に限り。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅」に、「第3項第8号イの(ア)から(ケ)まで」を「第3項第10号イの(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ツ中「一戸建て住宅」を「省エネ誘導性能基準(住戸評価を行った場合に限り。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅」に改め、同号に次のように加える。

テ 省エネ誘導性能基準(住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の面積が増加し、省エネ誘導性能基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、コ及びソに規定する額を合算し

た額

ト 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、ケ及びタに規定する額を合算した額

ナ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数及び共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、コ及びタに規定する額を合算した額

ニ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、シ及びチに規定する額を合算した額

ヌ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、サ及びツに規定する額を合算した額

ネ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数及び共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、シ及びツに規定する額を合算した額

ノ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、コ及びソに規定する額を合算した額

ハ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、ケ及びタに規定する額を合算した額

ヒ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数及び共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、コ及びタに規定する額を合算した額

フ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、コ及びチに規定する額を合算した額

ヘ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び

住戸数に応じ、ケ及びツに規定する額を合算した額

ホ 省エネ誘導性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸数及び共用部分の面積が増加し、省エネ誘導基準住宅適合証の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、コ及びツに規定する額を合算した額

別表第7第6項第11号オ中「住宅部分について」を「一戸建ての住宅について」に改め、「書類」の次に「（以下「省エネ基準住宅適合証」という。）」を加え、「床面積に応じ、第4号オの（ア）から（カ）まで」を「第4号キ」に改め、同号カ中「住宅部分」を「一戸建ての住宅」に、「第4号カの（ア）から（カ）まで」を「第4号ク（ア）及び（イ）」に改め、同号キ及びクを次のように改める。

キ 省エネ性能基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 共用部分の面積に応じ、第4号オの（ア）から（カ）までに規定する額

ク 省エネ性能基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 共用部分の面積に応じ、第4号カの（ア）から（カ）までに規定する額

別表第7第6項第11号に次のように加える。

ケ 省エネ性能基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 住戸数に応じ、第4号ケに規定する額

コ 省エネ性能基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 住戸数に応じ、第4号コに規定する額

サ 省エネ性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、キ及びケに規定する額を合算した額

シ 省エネ性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分ありの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、ク及びコに規定する額を合算した額

ス 省エネ性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、キ及びケに規定する額を合算した額

セ 省エネ性能基準（住棟評価を行った場合であり、かつ、共用部分なしの算定の場合に限る。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住宅部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、キ及びコに規定する額を合算した額

ソ 省エネ性能基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 第4号キに規定する額

タ 省エネ性能基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合
（ア）床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円
 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
 19,000円
 チ 省エネ性能基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分について、省エネ基準住宅適合証の写しが提出された場合 床面積に応じ、第4号オの(ア)から(カ)までに規定する額
 ツ 省エネ性能基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分について、省エネ基準住宅適合証の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第4号カの(ア)から(カ)までに規定する額
 テ 省エネ性能基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 住戸数に応じ、第3項第2号アの(ア)から(ケ)までに規定する額
 ト 省エネ性能基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 住戸数に応じ、次に掲げる額
 (ア) 住戸数が1のもの 17,000円
 (イ) 住戸数が2以上5以下のもの 33,000円
 (ウ) 住戸数が6以上10以下のもの 48,000円
 (エ) 住戸数が11以上25以下のもの 71,000円
 (オ) 住戸数が26以上50以下のもの 11万円
 (カ) 住戸数が51以上100以下のもの 16万円
 (キ) 住戸数が101以上200以下のもの 23万円
 (ク) 住戸数が201以上300以下のもの 29万円
 (ケ) 住戸数が301以上のもの 34万円
 ナ 省エネ性能基準以外の方法(共用部ありの算定の場合に限る。)でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、チ及びテに規定する額を合算した額
 ニ 省エネ性能基準以外の方法(共用部ありの算定の場合に限る。)でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、ツ及びトに規定する額を合算した額
 ヌ 省エネ性能基準以外の方法(共用部なしの算定の場合に限る。)でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出された場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、チ及びテに規定する額を合算した額
 ネ 省エネ性能基準以外の方法(共用部なしの算定の場合に限る。)でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅以外の住宅について、省エネ基準住宅適合証等の写しが提出されない場合 共用部分の面積及び住戸数に応じ、チ及びトに規定する額を合算した額

附 則
 この条例は、令和2年10月1日から施行する。
 ~~~~~  
 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和2年6月30日  
 横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第42号**  
 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例  
 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。  
 第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。  
 (3) 浄化槽管理士に対して研修の機会を与え、浄化槽の維持

管理に関する技術の質を確保すること。  
 附 則  
 この条例は、令和2年10月1日から施行する。  
 ~~~~~  
 都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和2年6月30日
 横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第43号
 都市公園条例の一部を改正する条例
 都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。
 第2条の4に次の1項を加える。
 5 前各項の規定にかかわらず、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(前3項に規定する建築物を除く。)を設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
 別表第3第1号アの表に備考として次のように加える。
 備考 法第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定めた場合における使用料(同項に規定する公募対象公園施設の使用料を除く。)は、この表の規定にかかわらず、この表に定める金額以上であって、法第5条第1項の許可を受ける者が提案する金額を勘案して市長が定める金額とする。
 別表第3第1号オの表備考に関する部分第1項から第3項までの規定中「本表」を「この表」に改める。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。
 ~~~~~  
 建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和2年6月30日  
 横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第44号**  
 建築基準条例の一部を改正する条例  
 建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。  
 第8条第1号中「道路」の次に「又は公園、広場その他の空地(以下「道路等」という。)」を加え、同条第2号中「耐火建築物又は」を「又は耐火建築物若しくは」に改め、同条に次の1項を加える。  
 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に関する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル」とあるのは「1.8メートル」と、「1.5メートル」とあるのは「0.9メートル」とする。  
 第12条第2項中「ついて前項の規定を適用する場合に」を「関する前項の規定の適用について」に改め、同条第4項中「道路又は公園、広場その他の空地」を「道路等」に改め、同条に次の1項を加える。  
 6 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に関する前2項の規定の適用については、第4項中「1.5メートル」とあるのは「0.9メートル」と、前項本文中「3メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。  
 第20条の2後段中「同条第2項」を「同条第1項、第2項」に改める。  
 第31条第1項第4号中「道路又は公園、広場その他の空地」を「道路等」に改め、「1.5メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の出口から道路等に通ずる幅員にあっては、0.9メートル)」を加える。  
 第36条第1項中「道路、公園、広場」を「道路等」に改める。  
 第52条第2項中「第8条第2号」を「第8条第1項第2号」に改める。  
 第54条の4中「第129条の2」を「第129条の2第1項」に改め、「有する建築物」の次に「について、全館避難安全検証法により確かめられた建築物」を加え、同条を第54条の5とす

る。  
第54条の3中「第129条」を「第129条第1項」に、「部分」を「階」に、「もの又は」を「建築物の階又は」に、「ものに」を「建築物の階に」に改め、同条を第54条の4とし、同条の前に次の1条を加える。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用の特例)

第54条の3 令第128条の6第1項に規定する区画避難安全性を有する区画部分について、区画避難安全検証法により確かめられた区画部分又は国土交通大臣の認定を受けた区画部分に関する第41条第1項の規定の適用については、「及び令第126条の3の規定による排煙設備を」とあるのは「を」とする。

第56条第1項中「第12条」を「第11条」に、「第15条」を「第12条(第3項を除く。)、第15条から第17条まで、第17条の2第1項若しくは第2項、第18条から第20条の2まで、第22条」に、「第47条」を「第47条第1項」に、「第51条、第51条の2」を「から第51条の2まで」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第61号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

横須賀市長 上 地 克 明

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第8号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に係る計画を記載した書類

(9) 条例第2条第3項に規定する登録を受けようとする者にあつては、浄化槽管理士が研修を受講した結果を記載した書類

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「第10条第4号」を「第10条第5号」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(研修)

第8条 条例第10条第3号に規定する研修は、市長が認める地方公共団体その他の団体が実施する研修とする。

第9号様式及び第10号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

第11号様式(表)及び第12号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

第13号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

横須賀市規則第62号

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

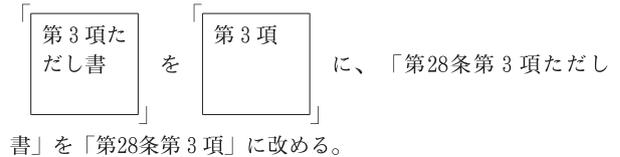
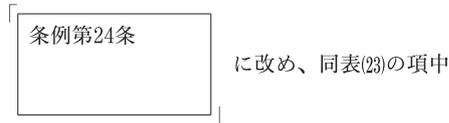
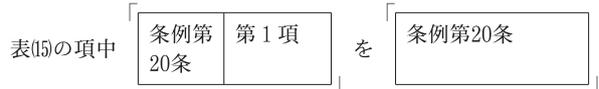
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---|-------|-------|---|
|---|---|-------|-------|---|

令和2年6月30日

横須賀市長 上 地 克 明

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則  
建築基準法等施行取扱規則(昭和30年横須賀市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表(4)の項中「本文」を「第1項本文」に、「第1号」を「第1項第1号」に、「第2号」を「第1項第2号」に改め、同表(4)の項中



附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第128号

令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第3号)及び同一一般会計補正予算(第4号)は、6月25日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和2年6月30日

横須賀市長 上 地 克 明

令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第3号)

令和2年度横須賀市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,385,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

|          |         |                  |              |                  |
|----------|---------|------------------|--------------|------------------|
| 16 国庫支出金 |         | 千円<br>69,629,707 | 千円<br>29,355 | 千円<br>69,659,062 |
|          | 2 国庫補助金 | 50,017,203       | 14,330       | 50,031,533       |
|          | 3 委託金   | 116,251          | 15,025       | 131,276          |
| 17 県支出金  |         | 9,277,685        | 15,000       | 9,292,685        |
|          | 2 県補助金  | 2,176,765        | 15,000       | 2,191,765        |
| 19 寄附金   |         | 104,435          | 50,000       | 154,435          |
|          | 1 寄附金   | 104,435          | 50,000       | 154,435          |
| 20 繰入金   |         | 9,705,131        | △1,549       | 9,703,582        |
|          | 1 基金繰入金 | 9,705,131        | △1,549       | 9,703,582        |
| 22 諸収入   |         | 6,886,218        | 41,000       | 6,927,218        |
|          | 5 雑収入   | 4,063,790        | 41,000       | 4,104,790        |
| 23 市債    |         | 18,542,300       | 59,100       | 18,601,400       |
|          | 1 市債    | 18,542,300       | 59,100       | 18,601,400       |
| 歳入合計     |         | 205,193,090      | 192,906      | 205,385,996      |

歳出

| 款        | 項         | 補正前の額       | 補正額     | 計           |
|----------|-----------|-------------|---------|-------------|
|          |           | 千円          | 千円      | 千円          |
| 1 議会費    | 1 議会費     | 817,500     | △20,268 | 797,232     |
|          |           | 817,500     | △20,268 | 797,232     |
| 2 総務費    | 1 総務管理費   | 17,786,695  | 58,236  | 17,844,931  |
|          |           | 14,714,711  | 58,236  | 14,772,947  |
| 7 農林水産業費 | 2 水産業費    | 1,084,381   | 30,000  | 1,114,381   |
|          |           | 935,923     | 30,000  | 965,923     |
| 8 商工費    | 1 商工費     | 5,330,567   | 57,325  | 5,387,892   |
|          |           | 5,330,567   | 57,325  | 5,387,892   |
| 9 土木費    | 2 道路橋りょう費 | 20,271,931  | 67,613  | 20,339,544  |
|          | 6 住宅費     | 3,700,446   | 23,481  | 3,723,927   |
|          |           | 2,259,406   | 44,132  | 2,303,538   |
| 歳出合計     |           | 205,193,090 | 192,906 | 205,385,996 |

第2表 債務負担行為補正追加

(単位 千円)

| 事 項                                    | 期 間             | 限 度 額                          |
|----------------------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 南処理工場特別高圧鉄塔撤去負担金                       | 令和3年度           | 83,822                         |
| 長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業費及び長井海の手公園ほか1箇所指定管理料 | 令和3年度から令和23年度まで | 6,040,331千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額 |

第3表 地方債補正変更

(単位 千円)

| 起債の目的     | 区 分 | 限 度 額   |
|-----------|-----|---------|
| 漁港施設整備事業費 | 補正前 | 270,900 |
|           | 補正後 | 285,900 |
| 公営住宅整備事業費 | 補正前 | 631,600 |
|           | 補正後 | 675,700 |

令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第4号)

令和2年度横須賀市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,903,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款        | 項       | 補正前の額            | 補正額           | 計                |
|----------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 16 国庫支出金 |         | 千円<br>69,659,062 | 千円<br>397,431 | 千円<br>70,056,493 |
|          | 1 国庫負担金 | 19,496,253       | 3,913         | 19,500,166       |
|          | 2 国庫補助金 | 50,031,533       | 393,518       | 50,425,051       |
| 17 県支出金  |         | 9,292,685        | 119,051       | 9,411,736        |
|          | 2 県補助金  | 2,191,765        | 119,051       | 2,310,816        |
| 20 繰入金   |         | 9,703,582        | 1,275         | 9,704,857        |
|          | 1 基金繰入金 | 9,703,582        | 1,275         | 9,704,857        |
| 歳入合計     |         | 205,385,996      | 517,757       | 205,903,753      |

歳出

| 款      | 項          | 補正前の額             | 補正額           | 計                 |
|--------|------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 3 民生費  |            | 千円<br>103,774,516 | 千円<br>407,757 | 千円<br>104,182,273 |
|        | 1 社会福祉費    | 70,381,522        | 33,925        | 70,415,447        |
|        | 2 児童福祉費    | 23,656,655        | 373,832       | 24,030,487        |
| 4 衛生費  |            | 7,481,512         | 4,000         | 7,485,512         |
|        | 1 保健衛生費    | 7,481,512         | 4,000         | 7,485,512         |
| 11 教育費 |            | 16,962,138        | 106,000       | 17,068,138        |
|        | 2 小学校費     | 4,444,117         | 65,000        | 4,509,117         |
|        | 3 中学校費     | 3,810,288         | 30,500        | 3,840,788         |
|        | 4 全日制高等学校費 | 1,088,548         | 3,000         | 1,091,548         |
|        | 5 定時制高等学校費 | 14,455            | 500           | 14,955            |
|        | 6 幼稚園費     | 37,231            | 1,000         | 38,231            |
|        | 7 特別支援学校費  | 204,169           | 6,000         | 210,169           |
| 歳出合計   |            | 205,385,996       | 517,757       | 205,903,753       |